

法人類型別の税制比較（平成14年度ベース）

< 法人に対する課税関係 >

人類型 税目	法	公益法人等（ 1 ） （ 社団法人・財団法人 ）	特定非営利活動法人 （ N P O 法人 ）	中間法人	営利法人
		課税範囲 （ 2 ）	収益事業（ 33 業種のみ ）		すべての事業
税率	22%	30% （ 中小法人や資本又は出資を有しない法人については年800万円以下部分が22% ）			
寄附金の 損金算入限度額	所得の20%	所得の2.5%	所得の1.25% + 資本の0.125% （ 資本又は出資を有しない法人等については、所得の2.5% ）		
みなし寄附金 制度	収益事業から非収益事業への所得の 移し替えを寄附金とみなす （ 損金算入限度額は ）	なし			
利子・配当等 にかかる収益	原則非課税（ 収益事業部門から生じるもののみ課税 ）		課税		
固定資産の 処分損益	一定の要件を満たした場合は非課税		課税		

1 法人税法上、公益法人等には、財団法人、社団法人以外に社会福祉法人、学校法人、宗教法人などが含まれる。

2 地方法人課税（法人住民税、法人事業税）についても法人税の課税範囲に準ずる。

< 寄附を行う者に対する税制上の優遇措置 >

をする対象 寄附を行う者	寄附	公益法人等に対する寄附金	特定非営利活動法人（ N P O 法人 ）に対する寄附金	中間法人に対する寄附金	営利法人に対する寄附金
寄附者が法人の場合	一般寄附金（ 損金算入限度額は寄附者の類型により 又は 又は ） + 特定公益増進法人及び認定 N P O 法人に対する寄附金（ 損金算入限度額は 一般寄附金と同額（ 但し特定公益増進法人と認定 N P O 法人との合算 ） ）			一般寄附金（ 損金算入限度額は寄附者の類型により 又は 又は ）	
寄附者が個人の場合		特定公益増進法人に 対する寄附金控除 3	認定 N P O 法人に 対する寄附金控除 3	なし	

3 控除限度額は、その年中に支出した特定寄附金（ 国又は地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人に対する寄附金、認定 N P O 法人に対する寄附金 ）のうち所得の25%までを対象とし、さらに1万円を差し引いたもの